

番号	質問内容	所管課	回答
1	環境行動事業所に認定されると公害防止条例の変更許可申請などの手続きが免除されるとありますが、具体的にどの内容が免除されるのでしょうか。	環境対策推進課 許認可担当 TEL:044-200-2506 Mail:30suisin@city.kawasaki.jp	環境行動事業所の認定を受けた事業所は以下の手続きが免除されます。各手続きに係る要件は許可申請及び届出の手引きをご覧ください。 (https://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000015/15195/tebiki202311.pdf) ◎変更許可申請に係る手続き（指定事業所に係る変更許可申請書、指定事業所に係る変更完了届出書、指定事業所に係る変更計画中止届出書、指定事業所に係る環境配慮書） ◎指定事業所に係る変更計画届出書 ◎指定事業所に係る変更届出書（一部対象外） ◎環境負荷低減行動計画書 ただし、次に掲げる事項に変更があった場合は、変更の日から30日以内に「指定事業所に係る変更届出書」又は「環境行動事業所に係る変更届出書」により届け出てください。 「指定事業所に係る変更届出書」 ○届出者の氏名、名称、住所、法人の代表者の氏名 ○指定事業所の名称及び所在地 ○指定事業所の業種 「環境行動事業所に係る変更届出書」 ○環境管理、監査の体制 ○環境の保全に関する方針 ○指定作業及び指定作業を行うために指定事業所に配置される施設の概要 ○その他規則で定める事項（環境マネジメントシステムの登録又は証明に関する事項、環境の保全の取り組みに関する基本方針を達成するための行動目標、環境報告書の作成年月日）
2	特定施設の構造変更を計画しているのですが、環境配慮書は4月以降も以前のフォーマットを使用することは可能でしょうか。	環境対策推進課 許認可担当 TEL:044-200-2506 Mail:30suisin@city.kawasaki.jp	令和8年4月1日以降に申請をされる場合は、新しい様式でご提出をお願いします。なお、指定施設の構造変更のみの手続きをする場合は「指定事業所に係る変更計画届出書」をご提出いただくことになり、環境配慮書のご提出は不要です。個別の事例については事前にご相談をお願いいたします。 ※川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例では「指定施設」という名称になります。
3	工事着手〇日前に申請が必要とありますが、短縮願いの打診は事業者側からも可能なのでしょうか。（大気汚染に関する資料に記載がありました。他申請書類も同様？）	環境対策推進課 許認可担当 TEL:044-200-2506 Mail:30suisin@city.kawasaki.jp	本説明会でご説明した法令については、期間短縮願いの制度はありません。法令によっては届出等に係る審査が終わった段階で市から実施制限期間短縮等の通知を行い、それをもって既定の日付より工事着手を早めて実施することができます。なお、詳細については各法令の担当にご確認ください。
4	化学物質管理のご説明で「自主管理優先物質」のお話が出ていたが、これは排出量（または使用量）報告を求めるものか。また、閾値が設けられるものか（たとえば、PRTR法同様に、年間1トン以下の場合は報告対象外になるのか）。	地域環境共創課 化学物質対策担当 TEL:044-200-2532 Mail:30kyoso@city.kawasaki.jp	自主管理優先物質は、市が環境リスク評価を実施し、事業者の方々に、優先的に自主的な管理に取り組んでいただきたい化学物質として選定したのになります。 PRTRとは別に排出量等の報告は求めていませんが、自主管理優先物質の管理状況について、ヒアリング等を実施させていただくことがありますので、その際は、御協力をお願いいたします。
5	現行は環境行動事業所に認定されると、「環境負荷低減行動計画」の提出が免除されますが、令和8年4月1日以降もそれは変更ありませんか？	環境対策推進課 許認可担当 TEL:044-200-2506 Mail:30suisin@city.kawasaki.jp	令和8年4月1日以降も変更はありません。
6	本年4月より変更となる環境行動事業所や環境負荷低減行動計画書の取組について詳しく知りたいのですが、HP等への掲載等の予定、掲載時期等についてわかる範囲で教えてください。	環境対策推進課 許認可担当 TEL:044-200-2506 Mail:30suisin@city.kawasaki.jp	それぞれの取組については「環境配慮サポート情報かわさき」のページ (https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000181738.html) に掲載しておりますのでご覧ください。また、当該ページの更新はメール配信でお知らせしますので、メール配信の登録をぜひお願いいたします。 メール配信登録・解除（環境配慮サポート情報かわさき）のURL： https://logoform.jp/form/FUQz/1405753
7	現在、環境行動事業所に認定されている指定事業所は、「環境負荷低減行動計画書」の提出義務が免除されていると認識しております。令和8年4月1日の条例改正後は、この免除が適用されなくなるという理解でよろしいでしょうか。その場合、条改正後における計画書の提出時期について、現時点で決まっている内容があればご教示いただけますでしょうか。（改正直後か、次回認定更新時か等） また、環境行動事業所の認定期間は最長3年間である一方で、「環境負荷低減行動計画書」の計画・報告は2年間ごとと差異がある意図についても併せてご教示いただけますと幸いです。	環境対策推進課 許認可担当 TEL:044-200-2506 Mail:30suisin@city.kawasaki.jp	環境行動事業所の認定を受けている指定事業所は令和8年4月1日以降も「環境負荷低減行動計画書」の提出が免除されます。 また、令和8年4月1日以降につきましては、ISO14001の登録による認定期間は引き続き最長3年間としていますが、エコアクション21の登録による認定期間が最長2年間であるため、「環境負荷低減行動計画書」の計画・報告書の提出もそれに合わせて2年間としております。
8	近年の海の状況は海藻類が減ってきていると思います。排水規制の特にリンの規制は、高すぎて(規制が厳しすぎて)海の栄養が少なくなったのではないかと感じる。	環境対策推進課 発生源水質担当 TEL:044-200-2521 Mail:30suisin@city.kawasaki.jp	総量削減制度に基づき、りんを含む汚濁負荷量の削減を進めておりますが、国の総量削減専門委員会報告案「第10次水質総量削減の在り方について」では、今後は一律の削減ではなく、海域ごとの状況を踏まえた、よりきめ細かな栄養塩管理への転換が示されています。この国の方針を踏まえ、神奈川県が今後の総量削減目標を設定する予定です。 なお、令和7年9月に示された「第10次総量削減の在り方について（骨子案）」では、東京湾における水環境の現状と課題として、以下のような記載があります。 ○環境基準達成率は、窒素、りんで向上している。一方、CODでは低い。 ○赤潮や貧酸素水塊が依然として発生しており、他の指定水域よりもCOD、窒素、りんの濃度が高いことから、水環境の悪化に引き続き注意が必要である。
9	土壌汚染対策の説明資料6ページに関して教えてください。 有害物質使用特定施設が稼働中の事業所は、900m2未満の土地をいじる場合でも、工事等による敷地外への土壌搬出がある場合は「搬出土壌調査」が必要で、届出が必要という認識で良いでしょうか（例えばバケツ一杯の極少量であっても）。土地をいじっても土壌搬出せず、敷地内に戻せば調査や届出不要との認識であっていますか。よろしく願いたします。	環境保全課 土壌担当 TEL:044-200-2528 Mail:30hozen@city.kawasaki.jp	いずれも御認識のとおりです。有害物質使用特定施設が稼働中の事業所は、改変する面積が900m2未満であっても、工事等により敷地外への土壌搬出がある場合は、条例に基づく「搬出土壌調査」に係る手続きが必要です。また、ごく少量であっても敷地外へ土壌を搬出する場合は当該手続きが必要ですが、埋戻しなどにより敷地外へ搬出することがない場合は、当該手続きは不要です。ただし、埋戻しの履歴については、将来あらためて土壌調査を実施する際に、土壌の汚染状況を正確に把握する上で必要な情報となりますので、記録の保管をお願いいたします。